

企業会計手法による地方公共団体の費用構造分析

石田 三成*

平成 17 年 10 月

1 はじめに

内閣府月例経済報告はわが国の景気は緩やかに回復していると指摘しているものの、周知のように、地方財政を取り巻く状況は依然として厳しい状況に置かれている。平成 17 年度地方財政計画によれば、一般財源総額は前年とほぼ同水準の 53.4 兆円が見込まれているが、地方公共団体の借入残高は前年より 2 兆円増加し約 205 兆円に達すると言われている。このような状況を鑑み、財政健全化を推進するために地方公共団体の財政状況を分析し、住民等を開示することで問題点を明確化することに加え、今後の財政運営にそれを反映することが求められている。これまでも地方公共団体では地方財政法に基づき決算等の財政情報を公表してきたが、新たな財政情報としてバランスシート、行政コスト計算書等を開示するケースが見られるようになった。

バランスシートや行政コスト計算書の基本的な概念として、前者は地方公共団体の資産と負債を分析対象とし、後者は資源の消費を対象とする財政情報である。例えば、住民が実際に享受する公共サービスは、道路、下水道、学校といった資産形成により得られる公共サービスと、人的サービスや公的扶助といった資産形成につながらない公共サービスの二つに分けることができるだろう。しかし、歳出はその会計年度における現金の支払いを表すものであるため、住民が享受する両方の便益と歳出額は必ずしも一致するとは限らない。そこで本稿では歳出や歳入などの既存の財政情報のほかに、バランスシートと行政コスト計算書を用いて地方公共団体の負債状況と財政力低下の関係について検証したい。

本稿の構成は以下のとおりである。次の第 2 節では公会計に企業会計手法を導入しようとする背景を整理し、企業会計の貸借対照表に相当するバランスシートと損益計算書に相当する行政コスト計算書について概括する。第 3 節では企業会計の自己資本比率に相当する部分、資産から負債を引いた正味資産を有形固定資産で割った正味資産比率の持つ意味合いを略説し、正味資産比率が近年低下傾向にある原因を探るとともに、38 道府県を対象

* 東京大学大学院経済学研究科博士課程 e-mail:lacrimosa@tba.t-com.ne.jp

としてパネル分析を行う。第 4 節では推定結果のインプリケーションを提示し、今後の課題をあわせて論じる。

2 公会計における企業会計手法の導入

近年、地方公共団体の財政状況について説明責任を果たすために、歳入歳出といった現金収支の公表のみならず、企業会計手法を用いて財政状況をあわせて公表する地方公共団体が増加している。本節では、地方公共団体で企業会計手法が採用された経緯を概観するとともに、民間企業における損益計算書に該当するバランスシート及び行政コスト計算書を略説する。

2.1 公会計と企業会計

公会計と企業会計の違いは、公共部門の目的と企業の目的の違いから発生する。地方公共団体は住民の厚生水準を最大化することを目的としており、営利活動により利益を最大化することが目的ではない。また、財政民主主義の観点から地方公共団体の財政支出は客観的に統制される必要がある。そのため、現金の受け払いの持つ客観性、確定性に着目し、一切の現金の収入及び支出をすべて予算に計上することが求められるので、公会計では現金主義が適していると言われている。

表 1：公会計と企業会計の相違点

	公会計（地方公共団体）	企業会計
決算書類	歳入歳出決算書、事項別明細、実質収支に関する計算書、歳入歳出決算事項別明細書	損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、利益処分案又は損失処理案付属明細書
主たる目的	予算とその執行状況の開示	財政状況と経営成績の開示
会計情報の特徴	収入・支出のみ	収入・支出、収益・費用、資産・負債・資本
取引の計上基準	修正現金主義	発生主義
記録方法	単式簿記	複式簿記
資産負債の管理	会計帳簿と非連動	会計帳簿と連動
会計期間	単年度主義	永続
会計報告	議会に付議	株主総会で承認
経営管理への活用	あまり活用しない	活用する
会計の範囲	単独（一般会計、特別会計）	連結（関連企業と連結）

これに対して、企業は営利活動により利潤を最大化し、企業の所有者への配当を最大化することを目的としているので、企業会計においては株主、債権者、投資家に対して会計期間ごとの経営成績と、各期末における財務状況を適切に説明することが求められる。期間損益計算に適した発生主義会計により、その期間の損益の発生原因を示す損益計算書を作成することに加え、期末における経営資源の調達源泉と運用形態を示す貸借対照表を作成することで、説明責任を果たしている。公会計と企業会計の主な相違点は表 1 のように表すことができる。

表 1 にあるように、基本的に公会計では現金主義を、企業会計では発生主義を採用している。現金主義と発生主義の相違点は、前者は現金の「受け払いの事実」をもって期間帰属を決定させる認識基準であり、後者は現金の「受け払いの原因となる事実」の発生をもって期間帰属を決定させる認識基準である。わが国の地方公共団体（地方公営企業を除く）は現金主義を基本としているが、期末日から 2 ヶ月間の出納整理期間を設けることで発生主義にもある程度対応させているため、より正確に述べると修正現金主義を採用している。地方公共団体の会計では、現金の受け払いが無い限り歳入、歳出と認識されないが、出納整理期間内で受け払いが完了すれば、現実的には発生主義とほぼ同様の結果が得られる。

では、なぜ公会計に企業会計手法を適用ことが求められているのだろうか。それは単式簿記と複式簿記の記録方法の差に注目していると思われる。単式簿記とは限られた資金を有効に活用するために、保有する資金の収支のみを記録するもので、資金を提供した者に配当等の利益を返還する必要が無い家計や政府のような会計において有効であるとされる。他方で、複式簿記とは取引の内容を分解して、原因と結果を記録し、保有する価値の増加を記録するもので、利益を計算するのに適していることから、企業会計において有効であると言われている。公会計に企業会計手法を導入しようとする議論は、現金主義と発生主義の期間帰属の差異に注目しているというよりも、現金収支を中心とする単式簿記と資産全体を対象とする複式簿記の記録方法の差異に注目していることに注意する必要がある。

2.2 地方公共団体の動向

近年、公共部門では多岐にわたる財政活動を行っているにも関わらず、その報告が単年度の現金収支のみであるため、財政状況を的確に把握することが難しいという点が指摘されている。具体的には自治体の実態や活動のうち資金の移動や増減しか記録されないという問題点や、資金を使って他の資産を取得してもその関係は記録されないため、公会計では得られる情報が限定的であるという問題点が挙げられるだろう。

また、村野（2003）によれば、地方公共団体の財政活動を説明する各種資料のあり方について、以下のように述べている。

- 資産の取得額、地方債発行額、財産等の情報は別々に報告されており、資産・負債の全体像を把握することが難しい。

- 地方公共団体には多くの特別会計が設置され様々な活動を行っているが、各々の会計が別々に会計処理をされ報告されており、その会計処理方式も異なっており全体像を把握することが難しい。
- 道路橋りょう、河川、海岸、港湾および漁港については財産に関する調書の記載対象から除かれており、資産の状況が網羅的に把握されていない。
- 企業会計において把握されている減価償却後の評価額や退職給与引当金等の情報が把握されていない。

これらは、財政状況の把握という観点から問題点が指摘されているが、他にも、単年度収支に相対的に関心が集まり、長期的な財政運営への意識を欠如させてきたという点もあるだろう。

公会計のあり方については、日本だけでなく海外でも議論が進められており、オーストラリア、フィンランド、アイスランド、ニュージーランド、イギリス、アメリカでは、90年代に省庁・機関において発生主義会計が既に導入されている¹。さらに、オーストラリア、アイスランド、ニュージーランド、イギリスでは発生主義に基づく予算が作成されている。公会計先進国と呼ばれるこうした国々でも発生主義会計を導入した契機は異なり、ニュージーランドやイギリスでは公共サービスの供給者を公共部門と民間部門で競合させることにより効率化を促すことが目的であったため、公共部門には民間部門とほぼ同様の会計基準が用いられた。これに対してアメリカではアカウンタビリティの強化を目的として発生主義会計が導入された経緯がある。

ひるがえって、わが国に目を向けると一部の地方公共団体において企業会計手法の導入の動きが既にあったが、その作成について統一的な基準はなく、平成12年3月に自治省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」（以下、研究会とする）によって、ストック情報を表す普通会計の統一的なバランスシート作成マニュアルが初めて示された。平成12年における研究会報告では「地方公共団体が自らの財政状況を総合的かつ長期的に把握し、住民にわかりやすく公表するための手法について調査・研究すること等を目的」としており、発生主義会計の導入の経緯としてニュージーランドやイギリスよりもアメリカに近いと言える。また、作成手法を検討するにあたり重視した点として、第一に行政活動の経営資源とその経営資源を調達するための財源の状況を総括的に表すことができること、第二に小規模な地方公共団体でも比較的容易にバランスシート作成に取り組むことができることを挙げている。さらに、平成13年3月には同研究会により連結ベースのバランスシート作成マニュアル、企業会計の損益計算書に相当する普通会計の行政コスト計算書作成マニュアルが示された。総務省によれば、平成17年3月31日現在、都道府県は45団体がバランスシートを作成し、市町村は1,243団体が作成している。行政コスト計算書に

¹ ニュージーランド、イギリス、アメリカにおける公会計改革の経緯については、岸（1999）、宮田（2001）が詳しい。

については、都道府県では 43 団体、市町村では 649 団体が作成している²。

2.3 バランスシート行政コスト計算書概観

本稿では都道府県を対象とし、平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 年間のバランスシートと行政コスト計算書を用いることとした。また、総務省方式とは異なる様式で公表している都・県もあったため、それらのデータは除外し、最終的に 38 道府県を分析対象とした³。

図 1：財政力指数と一人当たり
資産・負債・正味資産の関係

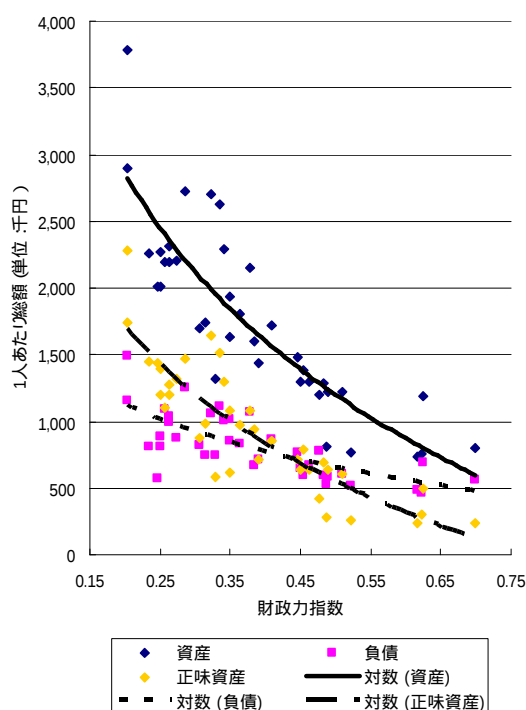
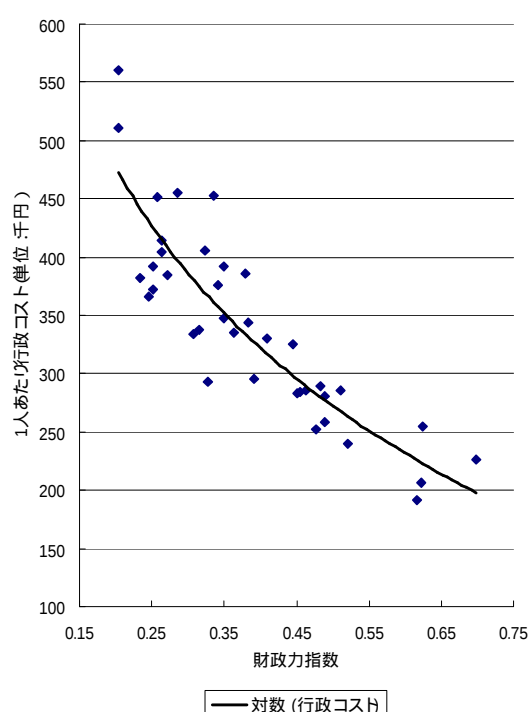


図 2：財政力指数と一人当たり
行政コストの関係



平成 15 年度における 38 道府県の一人当たりのバランスシートと財政力指数との関係は図 1，一人当たりの行政コストと財政力指数との関係は図 2 のようになる。一人当たり資産が最大となったのは島根県で 3,779 千円，一人当たり負債・正味資産も島根県が最大でそれぞれ 1,493 千円，2,286 千円となっている。一人当たり資産が最小となったのは埼玉県の 73,4 千円で，負債，正味資産についてはそれぞれ千葉県 of 460 千円，埼玉県の 302 千円となっている。財政力指数との関係をみると，資産，負債，正味資産のいずれも財政力指数に対して逡減する様子がみられ，今井(2001)の平成 11 年度の一人当たり資産が「U 字型」

² 詳しくは総務省 HP 報道資料 <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html> を参照。

³ 研究会マニュアルに沿って作成されたバランスシート及び行政コスト計算書を総務省方式と呼ぶ。

となる結果とほぼ同様の傾向がみられた。一人当たり行政コストについては、最大となったのが島根県の 511 千円、最小が埼玉県の 192 千円である。こちらでも一人当たり行政コストと財政力指数との間には U 字型の関係がみられる。

次に、今井（2001）を参考として、38 道府県を表 2 のように財政力指数別に分類し、平成 15 年度における一人当たりバランスシート、行政コストの大まかな内訳を示したのが表 3 及び表 4 である。ここで、グループ A とは平成 15 年度の財政力指数が 0.5 以上の団体。グループ B、C、D はそれぞれ同指数が 0.4 以上 0.5 未満、0.3 以上 0.4 未満、0.3 未満の団体をいう。

表 2：対象道府県のグループ分け

グループ	対象道府県
A	茨城，埼玉，千葉，静岡，大阪，福岡
B	宮城，栃木，群馬，長野，三重，滋賀，京都，兵庫，広島
C	北海道，福島，富山，石川，福井，山梨，奈良，山口，香川，愛媛，熊本
D	青森，岩手，和歌山，島根，岡山，徳島，高知，長崎，大分，宮崎，鹿児島，沖縄

まず、表 3 をみるとグループ A から D の全てのグループにおいて共通しているのは、有形固定資産のうち土木費が最も大きく、農水、教育、民生と続く点である。しかし、グループ D とグループ A の資産には 3 倍弱の開きがあるのに対して、負債は 2 倍弱の開きしかなく、正味資産については約 4 倍の格差が存在する。これは図 1 において、一人当たり負債の近似曲線と正味資産の近似曲線が交差していることを裏付ける。

表 3：財政力指数別一人当たりバランスシートの内訳（H15 年度）

単位：円

グループ						有形固定資産合計	資産合計			負債合計			正味資産合計
					地方債			固定負債	国庫支出金		一般財源等		
	民生	農水	土木	教育									
A	4,443	85,878	491,699	87,690	737,557	828,952	396,040	482,279	522,302	176,017	130,632	306,650	
B	7,166	184,214	767,863	120,213	1,169,345	1,290,359	506,117	606,186	648,919	325,925	315,515	641,440	
C	7,191	301,904	770,172	102,777	1,267,060	1,381,398	589,172	680,364	723,267	410,522	247,608	658,131	
D	11,025	479,838	1,279,653	152,328	2,050,454	2,232,474	760,746	885,708	953,296	723,368	555,813	1,279,180	

表 4 の一人当たり行政コストをみると、表 3 と同様に、財政力指数が高い地域ほど一人当たり行政コストが減少する傾向がある。また、4 大行政項目（民生費、農林水産費、土木費、教育費）のうち民生費と農林水産費の順序がグループによって異なり、財政力指数が

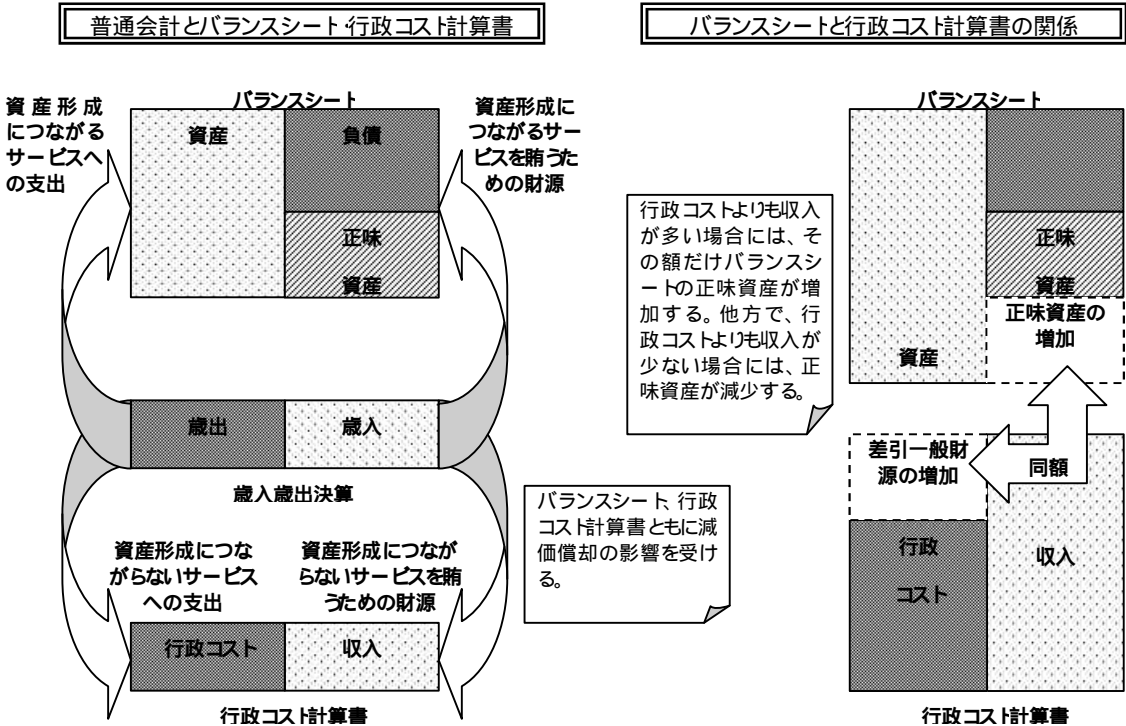
高い地域では財政力指数が低い地域と比べて、相対的に民生費に経費を充てていることがいえる。これに対して財政力指数が低い地域では高い地域と比べて農林水産費のウェイトが高い。

表 4：財政力指数別一人当たり行政コストの内訳（H15 年度）

単位：円

行政コスト計算書	行政コスト				行政コスト 総額 (E)	差引一般 財源等増 減額
	民生費	農水費	土木費	教育費		
A グループ	23,378	12,864	29,826	78,378	217,677	-17,349
B グループ	30,226	28,478	49,343	94,270	290,134	-11,631
C グループ	27,957	42,356	57,175	78,486	285,784	-23,200
D グループ	41,764	62,092	76,285	112,521	401,749	-14,279

図 3：歳入歳出決算，バランスシート，行政コスト計算書の関係



ところで、表 4 の一番右の列にある差引一般財源等増減額とは、消費的サービスを提供するための収入から行政コストを控除したものに、バランスシート上の正味資産国庫支出金償却額を加えた額である。企業会計に準えると当期利益に相当するもので、この値がマイナスであれば赤字であることを意味する。ここで注意しなければならないのは、地方公

共同体は営利目的の活動をしていないため、差引一般財源等増減額がマイナスであることと、企業の赤字を同一視することはできないということである。

歳入歳出決算、バランスシートと行政コスト計算書の関係を表したのが図 3 をみると、差引一般財源等増減額はバランスシートの正味資産における一般財源の項目に影響を与えることがわかる（図 3 右）。バランスシートにおける正味資産とは、資産から負債を引いたもので、公会計バランスシート特有の表現であり、企業会計の資本に相当する（図 3 左）。やはり公会計と企業会計の違いから、正味資産と資本の意味合いは異なり、公会計ではこれまでの世代が負担した資産がどの程度あるのかを示すものである。また、バランスシートの負債は将来世代がいくら負担をしなければならないのかを表している。単純に言えば、資産規模を一定水準に維持するとき、行政コスト計算書の差引一般財源等増減額がマイナスになれば、バランスシートの正味資産を減少させるため、負債を増加させる必要がある。

3 正味資産比率の変化

正味資産を有形固定資産で割った値である正味資産比率は世代間負担の比率、またはストック面からみた財政の健全性をある程度あらわしていると思われる。クロスセクションでみると財政力指数が高い地域ほど正味資産比率が低くなる傾向にあり、時系列でみるとこの比率はどの地域でも減少する傾向があることから、世代間の公平性、あるいは健全性が以前と比べて損なわれているといえるだろう。本節では正味資産比率の減少の原因を推測し、パネル分析により検証を行う。

3.1 正味資産比率とは

正味資産比率とは正味資産を有形固定資産で割った値と定義され、この比率は地方公共団体が保有している有形固定資産のうち、どの程度をこれまでの世代が負担したかを表す指標である。多くの地方公共団体でバランスシート分析としてこの指標を用いるケースが多くみられる⁴。さらに小西（2003）は正味資産比率を「将来世代へよきものを残そうとする」遺産動機があればこの比率が上昇するだろうし、あるいは「債務償還能力の尺度」としてこの比率がある程度あれば財政状況が健全であるのではないか、という解釈を示している。では、正味資産はどのように変化したのだろうか。一人当たり資産、負債、正味資産が平成 13 年度から平成 15 年度までの間でどの程度変化したかを示す図 4 を確認すると、資産と負債はほとんどの団体で増加しているのに対し、多くの団体で正味資産が減少している。さらに、財政力指数が高い団体では正味資産の減少が著しく、負債の増加により辛

⁴ 平成 12 年度における研究会ではバランスシートの分析手法として（1）有形固定資産比率、（2）予算額対資産比率、（3）有形固定資産の行政目的別割合、（4）有形固定資産の行政目的別経年比較、（5）住民一人当たりバランスシートを用いることを提案している。

うじて資産水準を維持していると言える。

図 4：資産・負債・正味資産の変化
(平成 13 年度～平成 15 年度)

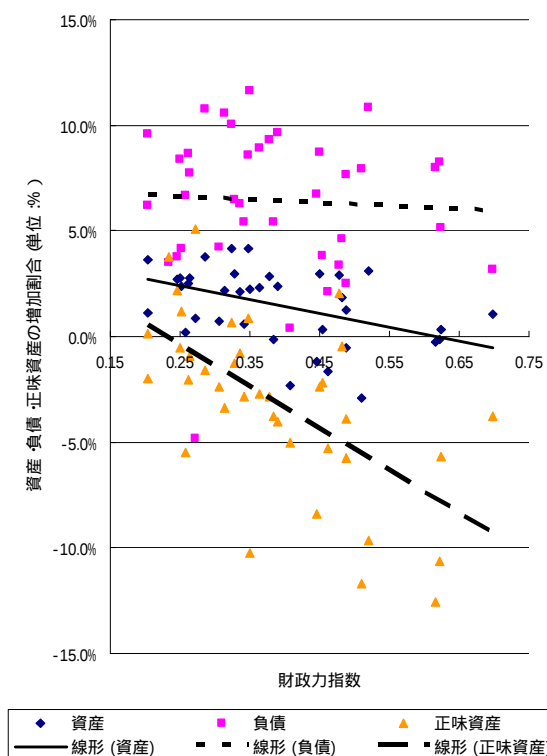
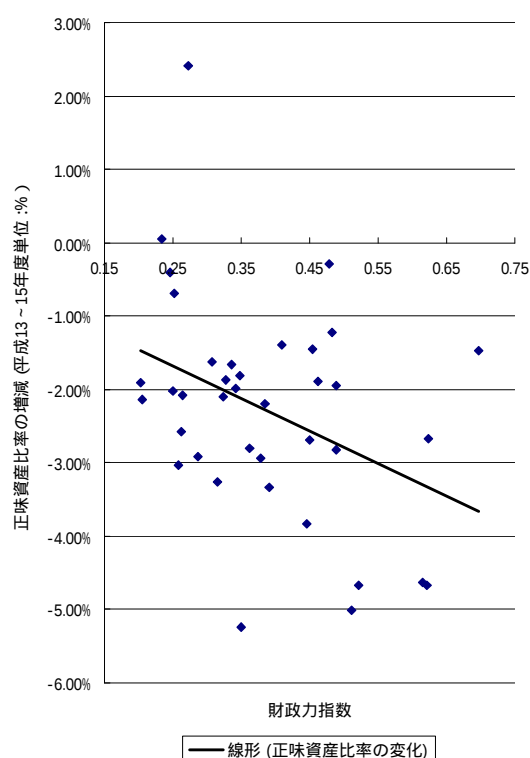


図 5：正味資産比率の変化
(平成 13 年度～平成 15 年度)



3.2 推定式

正味資産比率が減少する理由として、行政コスト計算書における収支悪化が考えられる。先述のようにバランスシート上の正味資産の増減は行政コスト計算書の差引一般財源等増減額と一致するため、計算書の収支が悪化すればその分だけ正味資産を減らすこととなる。ここで留意すべき点は収支の悪化はさらに二つの要因があり、一つは収入の減少、もう一つは行政コストの増加がある。収入面として、行政コストを賄うための収入の大部分を占める地方税、地方交付税の変化が収支あるいは正味資産比率に影響を与えていると思われる。支出面に関しては大部分が「人にかかるコスト」「物にかかるコスト」から構成されており、数年では大きく変化しないと思われるが、資産規模が異なれば減価償却費のウェイトも変化するため、この点を考慮しなければならない。

第二の理由としてさらに、地方公共団体の財政力の差が考えられる。財政の健全性を示す指標として多用されるのは実質収支比率だが、これは単年度の現金収支のみを表す。これに加え、負債と単年度の支払い余力を考慮した地方債返済可能年数を加味する。朝日監査法人（2002）は「毎年の収入のうち、返済にあてることが可能な金額の全てをもって返

済したと仮定した場合の所要年限」として地方債返済可能年限を次のように定義している。
この値が小さい地域ほど財政が健全であり，正味資産比率を上昇させる要因となろう。

$$\text{地方債返済可能年数} = \frac{\text{地方債残高} - \text{現金} \cdot \text{預金} - \text{基金残高}}{\text{経常一般財源} - (\text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費})}$$

さらに，発生主義の観点から差引一般財源等増減額を行政コスト総額で割った余剰率を財政の健全性を表す指標に組み入れる。実質収支比率，地方債変換可能年数，余剰率が悪化したとき，現在の負担を将来に先送りする可能性があり，反対にこれらの指標が良好な水準でとどまるのであれば正味資産比率も大きく減少することはなかろう。

$$\text{余剰率} = \frac{\text{差引一般財源増減額}}{\text{行政コスト総額}}$$

第三の理由として高齢化の進展が挙げられる。正味資産比率はこれまでの世代による社会資本形成の負担割合を示すものなので，高齢化が進んでいる地域では引退世代が支払った社会資本形成負担額は大きいと考えられる。

表 5：基本統計量

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
正味資産比率（％）	57.28	9.59	35.70	77.60
65 歳以上人口割合（％）	20.16	2.72	13.50	26.00
財政力指数	39.15	12.85	20.00	72.00
一人当たり資産（対数）	14.24	0.41	13.34	15.14
地方債返済可能年数（年）	9.56	3.51	3.43	27.02
実質収支比率（％）	0.40	0.70	- 2.90	1.70
余剰率（％）	- 3.32	4.12	- 24.20	6.83
一人当たり地方税収（対数）	11.50	0.15	11.12	11.87
一人当たり地方交付税額（対数）	11.65	0.49	10.44	12.55

以上の仮説をもとに，(1)式を以下に挙げる変数を用いてパネル推定する。ただし， RW_{it} は正味資産比率（％）， OLD_{it} は 65 歳以上人口割合（％）， FCI_{it} は財政力指数（％）， $\log(ASSET_{it})$ は一人当たり資産（対数）， REP_{it} は地方債返済可能年数（年）， $BALANCE_{it}$ は実質収支比率（％）， $PROFIT_{it}$ は差引一般財源増減額を行政コスト総額で割った余剰率（％）， $\log(TAX_{it})$ は一人当たり地方税収（対数）， $\log(LAT_{it})$ は一人当たり地方交付税額（対数）である。また，添字の i は地域を， t は年度をあらわしている。

$$RW_{it} = a_i + b_1 OLD_{it} + b_2 FCI_{it} + b_3 \log(ASSET_{it}) + b_4 REP_{it} + b_5 BALANCE_{it} + b_6 PROFIT_{it} + b_7 \log(TAX_{it}) + b_8 \log(LAT_{it}) + e_{it} \quad (1)$$

表 6 にあるように，推定の結果，世代間比率を表す 65 歳以上人口割合は有意ではなく，近年の正味資産比率の低下と 65 歳以上人口との関連は見出すことができなかった。財政力指数，一人当たり資産，実質収支比率，一人当たり地方税は有意ではない。財政の健全性を表す指標のうち，実質収支比率のみが有意でなかったのは現金収支でストック面をみることの限界を表しているのではないだろうか。他方で地方債返済可能年数，余剰率といった健全性指標は期待された符号条件で有意であることから，当面の財政状況の悪化を先延ばしにしているといえる。一人当たり地方交付税も有意であるが，同じ一般財源である地方税が有意でない点が注目に値する。地方税と地方交付税が同じ効果を生まない原因として，多くの論者が指摘するように，地方債の元利償還の一部を基準財政需要額に算入する交付税措置問題がある。交付税措置の恩恵が大きい地方公共団体では資産を容易に増加させることが可能であるとともに，後年度の交付税額を安定的に確保できるメリットがある。

表 6：推定結果（非説明変数：正味資産比率）

変数	係数	P 値
65 歳以上人口割合（％）	- 0.265	0.268
財政力指数（％）	0.129	0.935
一人当たり資産（対数）	- 3.506	0.276
地方債返済可能年数（年）	0.156**	0.040
実質収支比率（％）	0.499	0.253
余剰率（％）	0.098***	0.005
一人当たり地方税収（対数）	2.538	0.416
一人当たり地方交付税額（対数）	4.846***	0.002
F test (H ₀ =POOL) F 値	90.420***	0.000
Houseman test (H ₀ =RE) χ^2 値	40.149***	0.000

***は有意水準 1%，**は有意水準 5%，*は有意水準 10%帰無仮説を棄却したことを示す。

4 おわりに

本稿では平成 13 年度から 15 年度までの歳入歳出決算のデータに加え，バランスシートと行政コスト計算書データを用いて正味資産比率の変化についてパネル分析を行った。その結果，ここ 3 年間の正味資産比率の変化と高齢化の進展との関係は見出せず，余剰率の

下落や地方債返済可能年数の上昇といった財政健全性を示す指標が低下すると将来世代へ負担を先送りする傾向が確認された。さらに同じ一般財源であっても地方税と地方交付税では同等の効果を持たず、現行制度のもとでは地方交付税へ依存することにより将来世代への負担を回避することが可能であることが示された。これは交付税措置問題と関連を有しているものと思われる。地方公共団体が交付税措置のある事業を選択することは現時点のみならず、将来時点における交付税のパイを先取りするものであり、それによる損失は他の地方公共団体、特に都市部の将来世代が負うこととなる。これからの地方財政を論じるにあたり、財政力の格差といったクロスセクションでの議論に加えて、地域によって世代間負担の格差が広がりつつあることを念頭に置いた議論も必要であると思われる。しかしながら、本稿ではデータが道府県 3 年分のデータとサンプル数が少なく長期の分析ができなかったことや、交付税と将来世代への転嫁について今一步踏み込むことができなかったことが挙げられる。前者については市町村レベルの分析を加え、後者については理論分析が求められる。この点を今後の課題としたい。

参考文献

- 赤井伸郎・鷺見英司・吉田有里(2001),『バランスシートでみる日本の財政』,日本評論社。
- 朝日監査法人(2002),『自治体バランスシート・行政コスト計算書の作り方・読み方』,ぎょうせい。
- 安達智則(2002),『バランスシートと自治体予算改革—公会計の企業会計化を考える—』,自治体研究社。
- 新井清光(2003),『財務会計論(第7版)』,中央経済社。
- 石原俊彦(2000),「札幌市と臼杵市における企業会計方式の導入 - 官民協同を目指す地方公共団体から学ぶもの - 」,『会計検査研究』, No.21。
- 今井勝人(2001),「38道府県のバランスシート」,『地方財政』, 第40巻9号。
- 岸道雄(1999),「公会計改革の方向性」『FRI 研究レポート』, 第59号。
- 久保信保(2003),『最新地方自治法講座 地方公共団体のあり方と市町村合併』,ぎょうせい。
- 小西砂千夫(2003),「財政情報の開示と予算統制の関係 - バランスシート分析の財政運営の応用 - 」,『会計検査研究』, No.28。
- 齋藤真哉(2002),「地方公共団体会計への企業会計的手法の導入に関する検討」,『会計検査研究』 No.26。
- 自治省(2000),『地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書』。
- 総務省(2001),『地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書—「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」—』。
- 醍醐聰(2000),『自治体財政の会計学』,新世社。
- 中野英夫(2002),「地方債制度と財政規律—地方債の交付税措置を通じた地方債許可制度の歪み—」,『フィナンシャルレビュー』 No.61。
- 西岡慎一・馬場直彦,「わが国企業の負債圧縮行動について:最適資本構成に関する動学的パネル・データ分析」,『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』, No.4。
- 原俊雄(2005),「公会計の企業会計化に関する再検討」,『会計検査研究』, No.32。
- 宮田慶一(2001),「政策評価と公会計改革のあり方」『金融研究』第20巻,第1号,101-126。
- 村野聰(2003),「地方公共団体におけるバランスシート及びコスト分析」瀧野欣彌(編著)『最新地方自治法講座 財務(1)』,ぎょうせい。
- 山田康裕(2005),「公会計における財務報告の目的と問題点」,『会計検査研究』, No.32。